

# 令和8年度札幌市下水道事業の官民連携手法に係る検討業務 提案説明書

## 1. 趣旨

本説明書は、「令和8年度札幌市下水道事業の官民連携手法に係る検討業務」の契約候補者を定めるために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の内容

業務概要（別紙1）のとおり。

## 3. 業務規模

91,000千円（消費税含む）を上限とする。

ただし、上記金額は、あくまで業務規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

なお、提案書提出時には、参考見積書（様式任意）を提出するものとする。

## 4. 提案者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

### ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### イ 人的関係

(イ) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）又は令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録されている者であること。又は、参加申出書を提出した時点で、令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）又は令和7・8年度札幌市競争入札参加資格

者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録を申請しており、令和8年8月1日までに登録が完了する見込みであること。

- (8) 国又は地方公共団体が発注するウォーターPPPを含むPPP/PFI方式に係る検討業務又は入札公募支援業務若しくは事業運営支援業務について、元請として受託した実績があること。ただし、事業運営支援業務を除き、平成22年4月1日以降に完了した業務であること。

## 5. 参加に係る手続き

- (1) 参加意向申出書の提出期限

令和8年7月28日（火）午後5時まで（必着）

- (2) 提出物

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 国又は地方公共団体が発注するウォーターPPPを含むPPP/PFI方式に係る検討業務又は入札公募支援業務若しくは事業運営支援業務の契約書や成果品などの書類の写し

- (3) 提出先

札幌市下水道河川局 事業推進部 下水道計画課 計画係 担当 高桑、京藤、滝口  
〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階  
電話：011-818-3441 E-mail：[ge.keikaku.keikaku@city.sapporo.jp](mailto:ge.keikaku.keikaku@city.sapporo.jp)

- (4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。

※郵送又は電子メールの場合は、提出先までその旨を電話連絡すること。

- (5) 参加資格審査結果の通知

参加意向申出書を提出した者の参加資格を審査し、その結果を口頭又は書面により通知する。

ア 通知日

令和8年8月3日（月）まで

イ 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格審査結果を通知された者は、札幌市入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱（平成14年12月24日財政局理事決裁）の規定の例により、苦情の申立てをすることができる。この場合において、当該申立てをすることができる期間は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。）以内とする。

## 6. 質問書の提出

本説明書等の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の受付期限

令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）

- (2) 質問の方法

質問書（様式2）を電子メールで送付すること。

※提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

※電子メール送付後、提出先までその旨を電話連絡すること。

(3) 送付先

5(3)と同じ

(4) 質問への回答

質問の要旨及び回答を、令和8年7月27日(月)までに札幌市公式ホームページに掲載する。ただし、公表を要しないと認められる質問については、質問者のみに回答する。

## 7. 提案書の作成

(1) 提案書は、次の項目について様式に基づき作成すること。用紙は原則A4版縦とする。

ア 提案書表紙(様式3)

イ 会社概要(様式4)

ウ 業務実施体制(様式5)

エ 配置予定主任技術者・担当技術者の概要(様式6)

オ 提案内容(様式自由、A4版横)

※下記(2)企画提案に求める事項について、二次審査におけるプレゼンテーションでの使用を想定し、20ページ以内で作成すること。

カ 提案内容に関する参考見積書(様式自由)

キ 提案書の公開に係る意向申出書(様式7)

※審査に公平を期すため、上記ウ～キについては、会社名及び会社名を類推できる表現はせず、「弊社」又は「〇〇社」等の記載をすること。

## (2) 企画提案に求める事項

項 目	内 容
業務実施体制及び業務工程	下水道事業及び事業運営に関する高度な知見を有する者による業務執行体制と、合理的で具体的な業務工程
参加者及び技術者の実績	参加者及び主任技術者等が本業務の履行に十分な実績を有していること
基礎資料等の確認・整理	本業務に必要な資料・データの的確な把握及び他都市事例の調査・整理手法の妥当性
一次検討（簡易）を踏まえた事業スキームの方向性の整理	レベル3.5とレベル4.0の事業方式に関する妥当な比較検討手法及び詳細検討への円滑な移行に向けたスキーム整理手法
二次検討（詳細） 《定量的な効果の検討》	下水道事業の技術的観点及び事業期間全体を見通した経営的観点に基づいた詳細なVFM算出手法の具体案
二次検討（詳細） 《定性的な効果の検討》	札幌市の下水道事業の現状と地域特性を的確にとらえた評価項目及び評価基準の設定に関する提案
事業スキームの条件検討	ウォーターPPP導入の可否判断に資する、具体的な事業スキームの条件検討手法
プロフィットシェアの検討	プロフィットシェア導入スキームの具体案
マーケットサウンディング	マーケットサウンディングの実施方針

## (3) 提案書の作成にあたっての留意事項

- ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- イ 文字の大きさは、注記等を除き原則として10.5ポイント以上とすること。
- ウ カラーの使用は可能とするが、白黒で印刷されても内容がわかるよう配慮すること。
- エ 難解な表現は避け、イラストなどを用いて簡潔でわかりやすい説明に努めること。また、専門用語は脚注などにより説明を付記すること。
- オ 複数ページにわたる資料は、ページ下部にページ番号を振ること。
- カ 企画提案は、1者につき1案のみとする。

## 8. 提案書の提出

### (1) 提案書の提出期限

令和8年8月4日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 提出物

- ・ 7(1)ア～キ 1部（正本）、電子データ一式
- ・ 7(1)イ～キ 9部（審査用）

※審査に公平を期すため、審査用として提出する会社概要（様式4）には、会社名、所在地、代表者を記載しないこと。

※様式ごとに両面印刷、ホチキス止め（左上1か所）し、資料一式をクリップ止めすること。

※電子データは、ウイルスチェック済みとする。

(3) 提出先

5(3)と同じ

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。

※郵送又は電子メールの場合は、提出先までその旨を電話連絡すること。

(5) その他

ア 提出後の提案書の訂正、差し替え、追加、再提出等は認めない。

イ 提案書に記載した配置予定技術者の変更は原則認めない。ただし、病気、死亡、退職等で本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

ウ 提出された提案書は返却しない。（電子媒体含む。）

## 9. 企画提案の審査及び契約候補者の選定

「令和8年度札幌市下水道事業の官民連携手法に係る検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も優れた者を契約候補者として選定する。

(1) 一次審査（書面審査）

提案書を提出した者が5者以上の場合、提出された提案書について実施委員会が書面審査を行う。

ア 日時

令和8年8月上旬頃

イ 審査結果の通知

一次審査の通過者数は4者以下とし、審査結果は、令和8年8月上旬に電子メールにより通知する。

なお、提案書を提出した者が4者以下の場合は一次審査を省略することとし、提案書を提出した者に対し電子メールにより通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

以下により、対面でのプレゼンテーション審査を行う。

ア 日時

令和8年8月24日(月)【予定】

※詳細は別途通知する。

イ 場所

札幌市下水道河川局庁舎会議室（予定）

住所 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

ウ 提案者の出席

3名以下とする。

※出席者は、業務受託後、本業務に主体的に関与する者とする。

エ 実施方法

① 提出した提案書に基づいて提案内容を説明する。

※提案書に記載している内容の変更、記載のない提案は認めない。

② 説明時間20分、質疑応答20分とする。

※提案書以外の資料での説明は認めない。

③ 審査に公平を期すため、会社名を伏せて説明すること。

#### オ 審査結果の通知

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者に対し、書面により速やかに通知する。ただし、審査の過程は公表しない。

#### (3) 評価方法

提案書評価基準（別紙2）に基づき、実施委員会の各委員が独立して評価を行い、その評価点の合計得点をもって契約候補者を選定する。

二次審査では、提案書評価基準の満点の50%を最低基準点とし、最低基準点を超えた者のうち得点が最も高い者を契約候補者として選定する。

最高得点を得た者が複数ある場合は、「提案内容」の得点が高い者を上位とする。これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選定する。

なお、参加資格を満たす者が1者のみであっても二次審査を実施し、その得点が上記最低基準点を超えたときは当該提案者を契約候補者とする。ただし、最低基準点に満たない場合は契約候補者としない。

#### (4) 評価についての疑義の申立て

評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、審査結果の通知があった日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

### 10. 契約締結までのスケジュール（予定）

・ 告示・公募開始	令和8年(2026年)7月3日(金)
・ 質問書提出期限	令和8年(2026年)7月21日(火)午後5時まで
・ 質問への回答	令和8年(2026年)7月27日(月)まで
・ 参加意向申出書提出期限	令和8年(2026年)7月28日(火)午後5時まで
・ 参加資格審査結果の通知	令和8年(2026年)8月3日(月)まで
・ 提案書提出期限	令和8年(2026年)8月4日(火)午後5時まで
・ 一次審査（書面審査）及び審査結果の通知	令和8年(2026年)8月上旬頃
・ 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年(2026年)8月24日(月)【予定】
・ 二次審査結果の通知	決定後速やかに
・ 契約締結	令和8年(2026年)9月上旬頃

### 11. 失格要件

参加資格を満たすことについて確認を受けた者が、評価が確定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。また、契約候補者となったものについては、契約を締結するまでの間に、次のいずれかに該当することとなった場合、契約候補者としての選定を取り消すものとし、その旨を書面により通知する。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明したとき、又は満たさないこととなったとき

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたこと、その他不正の行為をしたことが判明したとき

- (3) 本説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び本市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けたこと又は当該行為を求めたことが判明したとき
- (4) 本企画競争の参加資格審査後から契約締結までの間に参加停止措置を受けることとなったとき
- (5) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかったとき
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったと認められるとき
- (7) その他、本説明書に定める手続、方法等を遵守しないとき

## 12. 契約候補者との協議及び契約

- (1) 上記9により特定した契約候補者と調達契約に係る詳細について協議のうえ、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他の関係規定に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約候補者との協議が不調に終わった場合や、契約候補者が上記11に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する。
- (3) 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

## 13. 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等の提出書類を札幌市が無償で利用(必要な改変、書類の複製を含む。)することに許諾するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 提出された企画案等の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 本企画競争を経て契約の相手方となった者が本企画競争のために作成した全ての提出書類に係る著作権等は、札幌市に帰属するものとし、本業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用(複製の作成を含む。)することを許諾することとする。
- (7) 本企画競争において提案した企画内容の一層の充実を図るため、契約締結後、札幌市が受託者に対し、企画提案の内容の一部変更を指示する場合がある。

## 14. その他留意事項

- (1) 提案書及び本企画競争に係る書類の作成、プレゼンテーション等提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 札幌市が提供した資料等は、札幌市ので承なく公表、使用することができない。
- (3) 本業務に係るデザイン、意匠、版權及び業務に付随して発生するすべての権利は札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。

- (4) 本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。